

～聖なる地の創造をめざして～

(仮称) 宇都宮市新斎場整備・運営事業

要求水準書

【修正版】

平成18年11月

宇 都 宮 市

目次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 1. 総則 | 1 |
| 1.1 施設整備の目的..... | 1 |
| 1.2 施設整備にあたっての4つのコンセプト..... | 1 |
| 1.3 4つのコンセプトに基づく整備基本方針..... | 1 |
| 1.4 業務の概要..... | 2 |
| 1.5 関係法令等..... | 3 |
| 2. 斎場施設の運営に関する要求水準 | 5 |
| 2.1 総則..... | 5 |
| 2.2 施設の運営時間, 使用料金等..... | 5 |
| 2.3 利用集中時における運営業務の実施について..... | 6 |
| 2.4 統括マネジメント業務..... | 6 |
| 2.5 火葬炉運転業務..... | 7 |
| 2.6 利用者受付業務..... | 7 |
| 2.7 火葬業務..... | 7 |
| 2.8 待合関連業務..... | 8 |
| 2.9 売店等業務..... | 8 |
| 2.10 式場運営業務..... | 9 |
| 2.11 料金徴収代行業務..... | 9 |
| 2.12 その他事務支援業務..... | 9 |
| 3. 斎場施設の整備に関する要求水準 | 10 |
| 3.1 施設整備の諸条件..... | 10 |
| 3.2 施設整備に係る要求水準..... | 11 |
| 4. 斎場施設等の維持管理に関する要求水準 | 33 |
| 4.1 総則..... | 33 |
| 4.2 建物保守管理業務..... | 33 |
| 4.3 建物設備保守管理業務..... | 33 |
| 4.4 備品等管理業務..... | 34 |
| 4.5 外構維持管理業務..... | 34 |
| 4.6 緩衝緑地維持管理業務..... | 34 |
| 4.7 清掃業務..... | 35 |
| 4.8 環境衛生管理業務..... | 35 |
| 4.9 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務..... | 35 |
| 4.10 警備業務..... | 36 |
| 4.11 火葬炉保守管理業務..... | 36 |

| | | |
|------------|----------------------------|-----------|
| 5. | その他補足事項 | 38 |
| 5.1 | 齋場施設の整備に係る業務の範囲および留意点..... | 38 |
| 5.2 | 別紙一覧 | 40 |

1. 総則

本要求水準書は、宇都宮市（以下「市」という。）が（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、応募に参加しようとする者を対象に交付する募集要項と一体のものであり、本事業の「斎場施設の整備に係る業務」、「斎場施設の運営に係る業務」及び「斎場施設等の維持管理に係る業務」について、市が事業者に要求する具体的な水準を示すものである。

1.1 施設整備の目的

市の現斎場は、建設から約28年が経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、今後の高齢社会の進行により、現施設の能力では、火葬業務そのものに支障が生じるおそれがあることから、平成13年3月に「宇都宮市斎場再整備基本計画」を策定し、火葬需要のピーク時を踏まえ、移転新築による再整備方針を決定したところである。

本事業を進めるにあたっては、民間の資金やノウハウを活用することで、利用者のニーズや心情に十分配慮しながらサービスの質の向上を図り、かつ、財政支出の平準化を確保したうえで、平成20年度中の供用開始をめざし、その後、20年間運営を行う計画である。また、20年間の事業期間終了後においても、本施設は本事業敷地内において、斎場運営を継続しながら施設の改修・更新を行う予定である。

なお、事業の実施に際しては、地元経済発展への配慮に期待している。

1.2 施設整備にあたっての4つのコンセプト

～聖なる地の創造をめざして～

- ・ 緑と静けさにつつまれた斎場 = 「安らぎ」の提供
- ・ ゆったりとした空間を有した斎場 = 「ゆとり」の提供
- ・ 安心して利用できる十分な機能を有した斎場 = 「安心感」の提供
- ・ 最後の別れにふさわしい雰囲気・景観を有した斎場 = 「荘厳さ」の提供

1.3 4つのコンセプトに基づく整備基本方針

1.3.1 「緑と静けさにつつまれた斎場」の実現に向けた整備基本方針

(1) 敷地の自然環境の保全

- ・ 現況の豊かな自然環境をできる限りそこなわずに保全すること。
- ・ 環境影響評価書に示される生態系へも十分な配慮をすること。
- ・ 事業全般にわたるCO₂発生量の縮減を図ること。

(2) 緑と静けさのある新たな景観の創出

- ・ 現況の自然景観を活かし、利用者の心情と葬送の流れに配慮した景観を創出すること。

1.3.2 「ゆったりとした空間を有した斎場」の実現に向けた整備基本方針

(1) 適切な施設規模と動線計画

- ・ 利用者の人数，葬送の慣習に応じた適切な施設規模とすること。
- ・ 利用者間の交錯が生じることなく，遺族等が落ち着いて静かに故人を見送ることに配慮した動線計画とすること。

(2) ゆとりのあるサービスとライフサイクルコスト削減の両立

- ・ 利用者にゆとりのある空間やサービスを提供すると同時に，効率的な施設運営によるライフサイクルコストの削減を図ること。
- ・ 事業期間終了後の維持管理費の抑制に配慮すること。

1.3.3 「安心して利用できる十分な機能を有した斎場」の実現に向けた整備基本方針

(1) 安心して故人を送れる良質な市民サービスの提供

- ・ 故人を見送る利用者の心情に配慮した，質の高い施設空間とサービスを提供すること。
- ・ 特に待合エリアにおける安息感の提供に十分配慮すること。

(2) ユニバーサルデザインの徹底

- ・ 故人を見送る利用者の心情や体調，高齢化に配慮したユニバーサルデザインを実現すること。
- ・ 施設機能と人的サービスが融合し，利用者の心理的ストレスや肉体的負担の最小化が図られていること。

1.3.4 「最後の別れにふさわしい雰囲気・景観を有した斎場」の実現に向けた整備基本方針

(1) 故人との最後の別れにふさわしい空間，環境の提供

- ・ 火葬という物理的な機能を越えた高い精神性を有する空間，環境の提供を図ること。
- ・ 特に火葬エリアにおいて十分な配慮を行うこと。

(2) 普遍的な景観計画

- ・ 本施設は，20年間の事業期間終了後も長寿命化を図りながら使用する計画である。
- ・ 上記の点を踏まえ，環境共生や国際化の時代にふさわしい，普遍的な景観計画を図ること。

1.4 業務の概要

当事業は主として次に示す3つの業務から構成されるものであり，各業務の内容，実施期間等は以下に示すとおりである。

1.4.1 斎場施設の整備に係る業務

(1)業務内容

建設計画地全体の造成並びに斎場施設の設計及び施工，完成後の所有権移転等

(2)期間

契約日から平成21年2月まで

(3)範囲

別紙1「事業区域図」参照

1.4.2 斎場施設の運営に係る業務

(1)業務内容

斎場施設の運営

(2)期間

供用開始予定日から平成41年3月末まで（運営開始予定日より20年間）

1.4.3 斎場施設等の維持管理に係る業務

(1)業務内容

斎場施設等の維持管理

(2)期間

引渡予定日から平成41年3月末まで（運営開始予定日より20年間）

1.5 関係法令等

S P Cは、本事業の実施にあたって、必要とされる関係法令を遵守することとする。
関連する法令等は下記のとおり。

- ① 墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ② 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ④ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑤ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ⑥ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ⑦ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑧ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑩ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ⑪ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ⑫ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑬ 高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）（平成6年法律第44号）

- ⑭ 森林法（昭和26年法律第249号）
- ⑮ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ⑯ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ⑰ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ⑱ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

その他

- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年）
- ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（栃木県林務部）
- ・ 栃木県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例
- ・ 栃木県開発許可ハンドブック（栃木県都市計画課）
- ・ 宇都宮市墓地埋葬等に関する法律施行細則
- ・ 宇都宮市開発行為等審査基準
- ・ 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例
- ・ 宇都宮市公共的施設整備マニュアル
- ・ 宇都宮市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ・ 宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 宅地防災マニュアル（建設省建設経済局宅地課民間宅地指導室） ほか

2. 斎場施設の運営に関する要求水準

2.1 総則

- ・事業者は、施設の供用開始から事業期間終了までの間、当該斎場施設の円滑な運営、安全性の確保、施設の利便性及び信頼性を高めることをめざし、施設の運営業務を行うこと。
- ・運営業務の実施にあたっては、ISO14001に準拠した運営マニュアルを整備し、省エネルギー及び省資源に努めること。なお、運営マニュアルは事業期間終了時に、業務の引継ぎと内容説明を行った後、市に引き渡すものとする。
- ・従業員教育を徹底し、業務の実施にあたること。
- ・従業員の雇用にあたっては、母子寡婦福祉法の趣旨に配慮すること。
- ・斎場施設の運営に要する消耗品類はすべて事業者の負担とする。
- ・市は事業者は、構成員の利益代表としてではなく、市のパートナーとしての立場で構成員による業務の実施状況を監視し改善を促す、統括マネジメント機能を求める。したがって、事業者は異業種の構成員を1つの事業目的の下に統括し、SPCとしての経営理念に基づいた一体的な事業運営に努めること。そのため、現時点での未確定事項や将来的な環境変化に柔軟に対応し、主体的に人員配置や業務手順の最適化を行うこと等を通じ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供できるよう、事業者と構成員との適切な資本関係、人的関係の構築を行うこと。

2.2 施設の運営時間，使用料金等

2.2.1 営業日

(1) 火葬場

1月1日及び友引日を除く日とする。

(2) 式場

1月1日を除く日とする。ただし、友引日は通夜に限定した営業とする。

2.2.2 営業時間

(1) 火葬場

- ・営業時間は9時00分から17時00分までを基本とする。

(2) 式場

- ・営業時間は9時00分から21時00分までを基本とする。
- ・ただし、通夜後に遺族が施設内に滞在することにも対応すること。

2.2.3 使用料金等

- ・別途、市の条例で定める。

2.3 利用集中時における運營業務の実施について

- ・事業者は、火葬件数の多い時期においても、サービス水準を低下させることのない運営体制を構築すること。特に、可能な限り遺族の希望に沿った時間帯に利用予約を受付けるため、市民の利用希望が集中している時間帯において受付可能件数を最大化する方策を提案すること。
- ・上記の時間帯には利用者の入退場が集中することが予想されるため、駐車場や館内における錯綜、予定外の待ち時間の発生など、利用者に混乱が生じないように、運営上の配慮と工夫を行うこと。
- ・事業者は別紙2「平成16年度 日別火葬件数」を参照して、混雑の予想される営業日を推測し、予め対策を講じておくこと。

2.4 統括マネジメント業務

- ・事業者は、斎場施設の運営に係る業務について、以下のマネジメント業務を行うこと。
 - 業務提供体制を構築し、継続して維持すること。
 - 業務の実施方法、仕様等を定めた業務仕様書を整備し、維持すること。
 - 各事業年度の年間業務計画書を策定し、所定の期日までに市に提出すること。
 - その他、必要に応じて業務の詳細を定めたマニュアルを整備すること。
 - 市と協議の上、業務報告書（日報・月報・年報等）の様式を定め、所定の期日までに作成し、市に提出すること。
 - 市と協議の上、各業務を実施する構成員に対する監視、改善指示（セルフモニタリング）方法及び実施体制を定め、継続して維持すること。
 - 市と協議の上、利用者、葬祭業者等を対象とした定期的なアンケートやヒアリング等についての実施方法及び実施体制を定め、所定の期日までに調査結果を市に報告すること。
- ・事業者は、本要求水準書に定める要求水準の達成を前提に、業務の実施手順や人員体制等について、効率化・最適化の視点及び利用者の立場から定期的に改善検討を行い、以降の業務実施に反映させること。なお、業務仕様書及びマニュアルは市と協議の上、随時改訂を行うことができるものとする。
- ・また、事業期間終了時には業務仕様書及びマニュアルを市に提出し、運営中に蓄積されたノウハウの確実な継承に努めること。
- ・本要求水準書に記載される事項であっても、将来的な利用者ニーズの変化に伴う要求水準の変更や、長期的な事業上の利点が認められる要求水準の変更（例：友引日の火葬場営業など）については、施設の利用実態を踏まえ事業者側から提案すること。なお、要求水準を変更する際の手続きの詳細は事業契約書に定める。
- ・市が本施設について別途、市民モニター等による評価制度の導入を図る場合は、必要に応じて協力すること。

2.5 火葬炉運転業務

- ・火葬時間及び冷却時間は事業者の提案とするが、公害防止基準を守り、運営に支障のないよう人員の配置にも考慮すること。
- ・事業者は、遺体や副葬品の状況に応じて、適切な焼骨となるよう努めること。
- ・事業者は、機器が故障しないよう、日ごろから点検保守に努めること。なお、火葬中に機器のトラブルが発生した場合には、原因を追求し、安全を最優先した上で、火葬が継続できるような最大限の努力をすること。
- ・事業者は、環境保全に配慮して火葬炉の運転を行うこと。
- ・事業者は、火葬炉のメンテナンスを行うとともに、計器によって得られる情報を有効に活用し、適切な運転を行うことによって、火葬炉の排ガス中のダイオキシン類濃度、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、塩化水素の削減に取り組むこと。
- ・事業者は、遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら業務を行うこと。

2.6 利用者受付業務

- ・予約受付システムなどを活用し、火葬場・式場利用者からの予約受付業務（別紙3「新斎場の利用形態と予約受付業務について」参照）を行うこと。
- ・予約受付は24時間対応とすること。
- ・利用者受付業務で知り得た個人情報の管理を十分徹底すること。
- ・施設使用許可及び許可証の発行業務を行うこと。

2.7 火葬業務

2.7.1 棺到着時の案内及び火葬受付業務

- ・霊柩車を停車位置へ適切に誘導すること。
- ・霊柩車等到着時に、受付で手続するよう案内すること。
- ・遺族から火葬にあたっての要望事項等がある場合、関係する業務担当者に伝え、その要望に配慮しながら業務を行うこと。
- ・利用者から火葬許可証の提出を受け、内容を確認すること。
- ・利用者から市の条例に基づいた使用料金等を徴収すること。
- ・火葬を行った後、火葬許可証に済印を押し、喪主に返却すること。

2.7.2 告別業務

- ・喪主及び遺族関係者に対し告別の案内をすること。
- ・告別の間は円滑な進行が行えるよう協力すること。

2.7.3 炉前業務

- ・複数の葬列が輻輳しないよう適切な誘導を行うこと。
- ・焼骨の取り違い事故が発生しないよう対策を講じること。

- ・入出炉時の遺族の安全について配慮すること。
- ・他の葬列への影響に配慮し、炉前では読経、焼香を行わない運営とし、関係者にその旨を周知すること。
- ・入炉後は、遺族関係者の施設利用形態に応じた方法により、遺族関係者を適切に待合室まで案内すること。

2.7.4 収骨業務

- ・焼骨及び冷却の完了を確認した後、喪主を炉前に案内すること。
- ・喪主立会いのもと、焼骨を火葬炉から出炉し、収骨スペースに移動すること。
- ・収骨時の遺族等の安全に配慮すること。
- ・遺族が直接収骨を行う場合と、職員がまとめた上で遺族が収骨を行う場合の両方に対応できるようにすること。
- ・遺族が焼骨の粉碎を希望する場合は、適切に対応すること。

2.7.5 死産児及び肢体の一部、胞衣・汚物の受付・火葬業務

- ・死産児及び肢体の一部、胞衣・汚物の火葬利用の受付を行うこと。ただし式場及び火葬場の予約受付とは別系統による受付とし、受付方法並びに火葬炉使用時間は事業者の提案とする。
- ・利用者が来場した際には予約を確認し、市の条例に基づいて、利用者から使用料金等を徴収すること。
- ・業務の実施にあたっては、利用者の心情に配慮したサービスを心がけること。
- ・死産児及び肢体の一部の火葬利用者が、収骨を希望する場合、「2. 7. 4」に準じた対応を行うこと。

2.8 待合関連業務

- ・待合室で火葬終了の予定時刻及び館内の利用方法等について簡潔に説明を行うこと。
- ・火葬終了後、喪主の炉前への案内、遺族関係者の収骨スペースへの案内を行うこと。

2.9 売店等業務

- ・施設内に整備される売店の運用に関して、施設の円滑な運用を妨げないよう十分配慮した業務計画を提案すること。なお、喫茶コーナーや軽食コーナーなどの設置及び運営は事業者の提案とする。
- ・業務に係る売上金は事業者又は売店等業務を実施する運営企業に帰属するものとする。
- ・事業者又は当該運営企業は、宇都宮市行政財産使用料条例に基づき、売店等の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払うこと。
- ・売店等業務に要する光熱水費は事業者又は当該運営企業の負担とする。

2.10 式場運営業務

2.10.1 受付業務

- ・式場利用者への祭壇等の設備貸与に関する業務を行うこと。なお、祭壇等の備品を貸し出す場合でも、式場での設営は業務範囲に含まない。
- ・利用者到着時に施設案内や設備等の説明を行うこと。

2.10.2 霊安室業務

- ・予約者の希望に応じて、霊安室に遺体を安置すること。
- ・霊安室の使用料は、市の条例で定める。
- ・市が緊急に使用する場合に備え、棺冷蔵庫3台分を常に確保しておくこと。

2.11 料金徴収代行業務

- ・事業者は、市が条例によって定めた使用料金等を、利用者から徴収すること。
- ・徴収した使用料金等は、地方自治法施行令第158条の歳入の徴収、または、収納の委託に係る規定及び宇都宮市会計規則等に従い、市が指定する金融機関に入金すること。
- ・料金徴収代行業務を、構成員以外の第三者に再委託することはできないものとする。

2.12 その他事務支援業務

- ・墓地、埋葬等に関する法律その他関係法令等に基づき、必要とされる資料や図面等を管理すること。

3. 斎場施設の整備に関する要求水準

3.1 施設整備の諸条件

3.1.1 敷地条件

(1)位置

栃木県宇都宮市上欠町字富士山台ほか（別紙4「位置図」参照）

(2)面積

- ・管理ゾーン96,500㎡（うち施設ゾーン約33,000㎡）
- ・ただし、事業者の施工範囲及び維持管理範囲については別紙1「事業区域図」及び「5.1.2」、「4.5」を参照すること。

(3)都市計画による区域区分等

- ・市街化調整区域
- ・建ぺい率 60%以下
- ・容積率 200%以下

(4)地質・地盤

地質については別紙5「ボーリング位置図・柱状図」を参照すること。さらに詳細な地質調査については、事業者にて実施すること。

3.1.2 インフラ整備

管理ゾーン内の整備について計画すること。なお、管理ゾーン外のインフラ整備は、市において以下のとおり計画しているが、各インフラ整備に関しては、応募者の責任においてそれぞれ管理者に確認すること。

(1)上水道

計画道路の上水道管を利用すること。（別紙6「インフラ整備計画図」）

(2)下水道（污水）

市が設置する下水道管に接続すること。（別紙6「インフラ整備計画図」）

(3)下水道（雨水）

市が設置する排水路へ接続すること。（別紙6「インフラ整備計画図」）

(4)ガ ス

都市ガス（13A・中圧A）については、市が設置する計画道路のガス管を利用すること。（別紙6「インフラ整備計画図」）

(5)電 力

敷地北面の既設の架空線（6,000V）から引き込むこと。
なお、管理ゾーン内は埋設管とすること。

(6)電 話

敷地北面の既設の架空線から引き込むこと。
なお、管理ゾーン内は埋設管とすること。

3.1.3 工事に伴う条件

資材等の搬入道路周辺や工事場所周辺への騒音や振動等に配慮するとともに、損害を与えた場合や苦情があった場合は、事業者が対処すること。

3.1.4 敷地造成

斎場用地の造成は、事業者が以下の点を遵守すること。

- ・建設工事においては、濁水が事業予定地外に流出しないようにするなどの対策を講じること。
- ・斎場施設用地の造成地盤高は、進入道路の縦断勾配を考慮のうえ事業者が設計するものとする。
- ・事業地外との土の搬入・搬出はできるだけ低減すること。
- ・別紙7「崖地整備イメージ図」を参照し、崖地等の安全対策を実施すること。

3.2 施設整備に係る要求水準

3.2.1 設計の基本方針

- ・火葬件数及び必要炉数の推計は、表1に示すとおりである。事業者は、予測される火葬件数への対応を滞りなく行うことを前提に施設を計画すること。
- ・各室数、告別・炉前・収骨の空間構成、動線計画などは、事業者の創意工夫により定めた火葬業務タイムテーブルに基づき、設定すること。
- ・建物耐用年数経過後の建替えについても、当事業敷地内で行えるよう配置計画等において配慮すること。
- ・設計にあたり地域住民生活に安心をもたらす施設づくりを心がけること。
- ・利用者の心情に配慮した設計を行うこと。

表1 火葬場における火葬件数と必要炉数の推計

| | 火葬件数（件） | | | | | 必要炉数 |
|-------|---------|-----|-------|------|------|------|
| | 管内 | 管外 | 合計 | 日平均 | 集中日 | |
| 平成20年 | 4,271 | 488 | 4,759 | 15.7 | 24.6 | 10 |
| 平成21年 | 4,433 | 508 | 4,941 | 16.3 | 25.5 | 10 |
| 平成22年 | 4,588 | 527 | 5,115 | 16.8 | 26.4 | 10 |
| 平成23年 | 4,744 | 547 | 5,291 | 17.4 | 27.3 | 12 |
| 平成24年 | 4,891 | 564 | 5,455 | 17.9 | 28.2 | 12 |
| 平成25年 | 5,039 | 583 | 5,622 | 18.5 | 29.0 | 12 |
| 平成26年 | 5,186 | 599 | 5,785 | 19.0 | 29.9 | 12 |
| 平成27年 | 5,331 | 618 | 5,949 | 19.6 | 30.7 | 12 |
| 平成28年 | 5,461 | 632 | 6,093 | 20.0 | 31.5 | 12 |
| 平成29年 | 5,589 | 648 | 6,237 | 20.5 | 32.2 | 12 |
| 平成30年 | 5,713 | 661 | 6,374 | 21.0 | 32.9 | 12 |
| 平成31年 | 5,839 | 674 | 6,513 | 21.4 | 33.6 | 14 |
| 平成32年 | 5,978 | 691 | 6,669 | 21.9 | 34.4 | 14 |
| 平成33年 | 6,109 | 706 | 6,815 | 22.4 | 35.2 | 14 |
| 平成34年 | 6,224 | 718 | 6,942 | 22.8 | 35.9 | 14 |
| 平成35年 | 6,317 | 731 | 7,048 | 23.2 | 36.4 | 14 |

| | | | | | | |
|---------|-------|-----|-------|------|------|----|
| 平成 36 年 | 6,399 | 739 | 7,138 | 23.5 | 36.9 | 14 |
| 平成 37 年 | 6,509 | 751 | 7,260 | 23.9 | 37.5 | 14 |
| 平成 38 年 | 6,635 | 765 | 7,400 | 24.3 | 38.2 | 14 |
| 平成 39 年 | 6,750 | 778 | 7,528 | 24.8 | 38.9 | 14 |
| 平成 40 年 | 6,847 | 788 | 7,635 | 25.1 | 39.4 | 16 |
| 平成 41 年 | 6,898 | 792 | 7,690 | 25.3 | 39.7 | 16 |
| 平成 42 年 | 6,949 | 798 | 7,747 | 25.5 | 40.0 | 16 |
| 平成 43 年 | 6,981 | 800 | 7,781 | 25.6 | 40.2 | 16 |
| 平成 44 年 | 7,083 | 811 | 7,894 | 26.0 | 40.8 | 16 |
| 平成 45 年 | 7,173 | 821 | 7,994 | 26.3 | 41.3 | 16 |
| 平成 46 年 | 7,244 | 830 | 8,074 | 26.6 | 41.7 | 16 |
| 平成 47 年 | 7,296 | 833 | 8,129 | 26.7 | 42.0 | 16 |
| 平成 48 年 | 7,321 | 836 | 8,157 | 26.8 | 42.1 | 16 |
| 平成 49 年 | 7,321 | 835 | 8,156 | 26.8 | 42.1 | 16 |
| 平成 50 年 | 7,313 | 833 | 8,146 | 26.8 | 42.1 | 16 |
| 平成 51 年 | 7,293 | 830 | 8,123 | 26.7 | 42.0 | 16 |
| 平成 52 年 | 7,268 | 827 | 8,095 | 26.6 | 41.8 | 16 |
| 平成 53 年 | 7,254 | 825 | 8,079 | 26.6 | 41.7 | 16 |
| 平成 54 年 | 7,224 | 821 | 8,045 | 26.5 | 41.5 | 16 |
| 平成 55 年 | 7,198 | 816 | 8,014 | 26.4 | 41.4 | 16 |
| 平成 56 年 | 7,182 | 815 | 7,997 | 26.3 | 41.3 | 16 |
| 平成 57 年 | 7,170 | 812 | 7,982 | 26.3 | 41.2 | 16 |
| 平成 58 年 | 7,146 | 809 | 7,955 | 26.2 | 41.1 | 16 |
| 平成 59 年 | 7,133 | 807 | 7,940 | 26.1 | 41.0 | 16 |
| 平成 60 年 | 7,134 | 807 | 7,941 | 26.1 | 41.0 | 16 |
| 平成 61 年 | 7,136 | 806 | 7,942 | 26.1 | 41.0 | 16 |
| 平成 62 年 | 7,150 | 808 | 7,958 | 26.2 | 41.1 | 16 |

(火葬炉数は予備炉含む)

3.2.2 設計基準，性能要求

- ・本施設の設計基準及び性能要求に関しては、「官庁施設の基本的性能基準（平成 18 年度国土交通省国営建第 156 号，国営設第 162 号）」の基準等を適用し，次頁に定める分類の要求水準を満たすものとする。

表2 官庁施設の性能基準(平成18年3月31日版)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 分類 | 備考 | |
|-------|----------------|-------------------|-----------------|------------------|----|---|
| 社会性 | 地域性 | 1-1-1 | — | | | |
| | 景観性 | 1-2-1 | — | | | |
| 環境保全性 | | 2 | — | ○ | 1 | |
| 安全性 | 防災性 | 3-1-1 | 耐震 | 構造体 | 2 | |
| | | | | 建築非構造部材 | 2 | |
| | | | | 建築設備 | 2 | |
| | | 3-1-2 | 対火災 | 耐火 | 、 | |
| | | | | 初期火災の 拡大防止 | | |
| | | | | 火災時の 避難安全確保 | | |
| | | 3-1-3 | 対浸水 | | — | |
| | 3-1-4 | 耐風 | 構造体 | | | |
| | | | 建築非構造部材 建築設備 | | | |
| | 3-1-5 | 耐雪・耐寒 | 構造体 | ○ | | |
| | | 外部空間、外装 及び建築設備 | ○ | 3 | | |
| 3-1-6 | 対落雷 | | | | | |
| 3-1-7 | 常時荷重 | | ○ | | | |
| | 機能維持性 | 3-2 | | | | |
| | 防犯 | 3-3 | | — | | |
| 機能性 | 利便性 | 4-1-1 | 移動 | | ○ | |
| | | 4-1-2 | 操作 | | | |
| | ユニバーサル デザイン | 4-2-1 | — | | | 4 |
| | 室内環境 | 4-3-1 | 音環境 | | | 5 |
| | | 4-3-2 | 光環境 | | | 5 |
| | | 4-3-3 | 熱環境 | | | 6 |
| | | 4-3-4 | 空気環境 | | | 7 |
| | | 4-3-5 | 衛生環境 | | ○ | |
| | | 4-3-6 | 振動 | | | |
| | 情報化対応性 | 4-4-1 | 情報設備設置環境 | 情報処理機能 情報交流機能 | | |
| 経済性 | 耐用性 | 5-1-1 | 耐久性 | | | |
| | | 5-1-2 | フレキシビリティ | | | |
| | 保全性 | 5-2-1 | 作業性 | | | 8 |
| | | 5-2-2 | 更新性 | | | 8 |

(備考)

1. 官庁施設の環境保全性に関する基準に準拠すること。
2. 平成13年度版を参照すること。
3. 冬季の外部通路等の除雪、凍結防止については人的対処も含め対応すること。
4. 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に準拠すること。
 - 3.2.1-(1), (12)は要求水準には該当しない。
 - 3.3-(1)については遺族の心情や体調に十分に配慮すること。
5. 会葬者の心情に配慮し事業者にて提案すること。
6. 屋内外の移動、滞在時間、服装など会葬者の体感に配慮し、事業者にて提案すること。
7. 収骨室、炉前ホールの長期間にわたる臭気、微骨粉の処理に留意すること。
8. 建物の耐久年数の全期間にわたり火葬場の操業を停止することなく、かつ会葬者の目に触れることを最小限として作業及び更新を行えること。

3.2.3 施設規模，施設構成

- ・火葬炉数については，平成48年に予測される最大火葬需要に対応することを踏まえ，事業期間の最終年度までに16基を整備することとし，増設を含む火葬炉の配置計画や火葬炉の形式及び火葬炉に関連する運転管理システム等については，事業者の提案とする。
- ・建物の寿命内の火葬炉設備の更新について，運営を継続しながら支障なく実施できる計画とすること。
- ・施設全体を利用区分により火葬棟，待合棟，式場棟の3ゾーンとする。ただし，必ずしも建築設計上の別棟を要求するものではない。
- ・施設の延床面積は，10，300㎡程度以上を想定している。
- ・建物保守管理業務の一環として行う「内装改修工事等の実施」を考慮した施設計画とし，事業期間中及び事業期間終了後においても，運営に支障のない保守管理業務が行えるよう適切に配慮すること。
- ・建物（火葬炉からの排気口も含む）の高さは，周辺からの景観に配慮し敷地地盤面から15m程度以内に抑えること。
- ・火葬棟については，事業期間当初から火葬炉を16基設置するスペースと，火葬件数及びタイムテーブル等から算出した告別，収骨のスペース数を確保するものとし，利用者動線を踏まえた各室の配置，規模等については事業者の提案とする。
- ・待合棟の諸室については，事業者が想定するタイムテーブルを前提に必要な室数を設定すること。
- ・わかりやすい位置にトイレを設け，適切なサイン計画で誘導すること。

3.2.4 火葬棟（火葬炉を除く建物部分）

- ・火葬1件あたりの遺族等総数（含む僧侶，葬祭業者）は，平均30名，最大40名を施設計画上，運営上の基準とすること。
- ・棺の到着から告別スペースへ向かう際の，遺族の気持ちの切り替えにふさわしい設計を心がけること。
- ・告別・炉前・収骨の一連のスペースは故人を見送る遺族の心情に配慮し，疎外感や殺伐さを感じさせない人間的な空間尺度や自然光・外部景観等の積極的な導入を心がけた設計とするとともに，待合スペースとの適切な分節を工夫すること。
- ・遺族が故人の見送りを滞りなく行い施設内を効率的に移動できるよう，告別・炉前・収骨の各スペースには，手荷物を置ける家具・備品等を設置すること。
- ・火葬集中日においても，利用者の交錯が極力避けられること。

(1) 車寄せ

- ・霊柩車等が施設に到着したとき，遺族等が雨に濡れずに降車，乗車できること。
- ・上記以外にもできるだけ乗降車スペースを確保すること。

(2) エントランスホール

- ・遺族が棺とともに集合し、しばらく待機できること。
- ・葬家名、予約時間の案内表示を行うこと。

(3) 告別スペース

- ・遺族が棺を囲み、最後のお別れができること。
- ・焼香や読経等による他の葬列への影響に配慮すること。
- ・遺影立て、焼香台等の備品は事業者が設置すること。
- ・焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮すること。

(4) 炉前

- ・遺族が棺の炉入れを見送れること。
- ・炉の化粧扉の仕上げは建築意匠設計により、室内意匠と調和させること。

(5) 収骨スペース

- ・遺族が収骨を行えるスペースを確保すること。
- ・読経等による他の葬列への影響も配慮すること。
- ・清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。

(6) トイレ

- ・大便器は温水洗浄式暖房便座とし、個室には非常用ブザーを設置すること。
- ・女性用トイレには擬音装置を設置すること。

(7) 倉庫等

- ・火葬に必要な道具類、消耗品類、清掃用具等を会葬者の目にふれないように保管する倉庫等を設けること。
- ・道具類の清掃のための流し等も必要に応じて設けること。
- ・棺運搬車は使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保すること。

(8) 炉作業室、監視室等

- ・気温、湿度等良好な作業環境と十分な作業スペースを確保すること。
- ・円滑な運営ができる館内連絡システムとすること。
- ・更衣室、シャワー室、休憩室、トイレを必要に応じて設けること。
- ・全従業員会議用のテーブルを必要に応じて設けること。

(9) 残骨灰庫

- ・収骨後の残骨灰を集積し、一時保管できる場所を設けること。
- ・集積した集じん灰についても一時保管できる場所を設けること。

(10) 事務室

- ・火葬受付，火葬許可証の内容確認，施設の使用許可と使用料金等の徴収及び火葬済証（火葬許可証と兼用）の交付等を行うため，便利で分かりやすい位置に設けること。ただし会葬者からは，目立たない配慮をすること。
- ・火葬予約等受付業務，式場受付業務等に要するスペースとの一体化等は事業者の判断による。
- ・更衣室，休憩室，トイレを適宜設けること。また，会議スペースを設置すること。ただし，炉作業室との一体化等は事業者の判断による。

3.2.5 待合棟

- ・家族の死亡から葬儀の一連の流れを経て，火葬という区切りを迎えた遺族の心情，疲労に配慮した設計を心がけること。
- ・待合室，ロビー等から自然林などの景観が得られるように配慮すること。

(1) 待合室

- ・待合室は，くつろげるゆとりをもったスペースとすること。
- ・遺族が火葬待ち時間に休憩，懇談，飲食等に利用できること。
- ・流し台，給湯設備，棚を設置し，給茶備品を用意すること。なお，冷蔵庫等の設置は事業者の提案とする。
- ・テーブル，椅子等家具は事業者が用意すること。

(2) ロビー

- ・ソファ等家具は事業者が用意すること。
- ・待合室を利用しない遺族にも対応できる設計とすること。
- ・コインロッカーを用意すること。

(3) 喫煙室

- ・健康増進法における受動喫煙の防止を念頭に空間分煙を徹底し，喫煙室をロビー近くの分かりやすい位置に設けること。
- ・ベンチ等は，事業者が用意すること。

(4) 売店等コーナー

- ・利便性に配慮した設計とすること。
- ・搬入車の経路，バックヤードなどが利用者から見えないよう配慮すること。
- ・売店等業務に要する光熱水使用量を個別に検針するためのメーターは事業者が設置すること。

(5) 救護室

- ・体調を崩した利用者が静かに休憩を取るための救護室を，利用しやすい場所に設けること。

(6)授乳室

- ・乳児への授乳やオムツ交換に利用できるスペース及び設備を設けること。なお、設計にあたっては利用者のプライバシーに配慮すること。

(7)トイレ

- ・十分な広さを有し、オストメイトを装備した多目的トイレを設置すること。
- ・飲食や飲酒を想定し、十分な便器数とすること。
- ・大便器は温水洗浄式暖房便座とし、トイレの個室には非常用ブザーを設置すること。
- ・女性用トイレには擬音装置を設置すること。

(8)更衣室，従業員用トイレ，従業員休憩室，清掃員休憩室，倉庫等

- ・事業者により、必要に応じて設けること。

3.2.6 式場棟

- ・式場は、150人収容規模を2式場確保し、それぞれ、可動式間仕切り等により少人数利用に対応できる構造とすること。
- ・遺族控室など付帯施設等は、1式場あたり1室ずつ整備すること。
- ・式場や遺族控室等の配置については、利用者の利便性、利用者ニーズ等を考慮し、事業者の提案とする。

(1)車寄せ(式場棟全体に対し)

- ・霊柩車等が施設に到着したとき、遺族等が雨に濡れずに降車，乗車できること。
- ・上記以外にもできるだけ乗降車スペースを確保すること。

(2)ロビー前(1式場あたり)

- ・各式場前に葬家名，通夜・告別式日時の表示を行えるようにすること。

(3)ロビー(1式場あたり)

- ・参列者が記帳等を行え，告別式が始まるまでの時間を過ごせる空間とすること。
- ・高齢者等に配慮し，適宜ベンチなどを設けること。
- ・記帳用台，荷物預かり用の棚など通夜，告別式運営に必要な家具，備品は事業者にて用意すること。

(4)式場(1式場あたり)

- ・進行に必要な一般的音響設備及び演出照明設備等は事業者が設置すること。
- ・遺族席，参列者席合計で最大150席分の椅子を事業者が用意すること。
- ・祭壇は，別紙8「家具・備品リスト」を参照し事業者が用意すること。

(5) 遺族控室(1 式場あたり)

- ・遺族が式の開始前に集合し着席できる空間とし、テーブル、椅子等家具と食器等什器備品は事業者が用意すること。
- ・最大50名が通夜振舞いのできる空間とする。
- ・パントリー、流し、冷蔵庫等を設置すること。

(6) 通夜控室(1 式場あたり)

- ・通夜の晩、棺に付き添う遺族が休憩、懇談できる空間とし、金庫、冷蔵庫、テレビ等は事業者が用意すること。
- ・遺族が棺に付き添って一晚過ごせるよう、和室（12畳程度）と、その室内に棺を設置できるスペースを確保すること。
- ・シャワー付きユニットバス1箇所、トイレ1箇所、脱衣兼洗面1箇所をそれぞれ分離して設置すること。

(7) 更衣室

- ・遺族等の着替えを想定し、姿見付きの更衣室を1室用意すること。

(8) 祭祀控室（1 式場あたり）

- ・3～4名で利用できる祭祀控室を1室設けること。なお、祭祀関係者1名あたりの必要面積は2畳程度を想定している。
- ・式服への姿見付き着替えスペース及び衝立を用意すること。
- ・通夜控室、遺族控室の近くとすること。
- ・祭祀関係者1名あたり1個の貴重品保管用金庫を設置すること。

(9) 霊安室

- ・棺冷蔵庫への入出庫を確認する遺族の入室に支障のない設計とすること。
- ・棺冷蔵庫は、市の緊急使用分3台に加え、4台以上を確保すること。

(10) トイレ

- ・十分な広さを有し、オストメイトを装備した多目的トイレを設置すること。
- ・飲食や飲酒を想定し、十分な便器数とすること。
- ・大便器は温水洗浄式暖房便座とし、トイレの個室には非常用ブザーを設置すること。
- ・女性用トイレには擬音装置を設置すること。

3.2.7 駐車場

- ・駐車場の形式は自走平面式を基本とする。
- ・構内道路から建物車寄せまでの動線が明確で安全な計画とすること。
- ・生態系に配慮し、上空からの緑被率が高く日射熱反射の少ない、雨水透水性にも配慮した計画

とすること。

- ・事業者は、別紙1「事業区域図」に示す施設ゾーン全体を対象に(1)～(5)の要求水準を満たす駐車場を計画すること(駐車台数は、普通自動車340台以上、バス22台以上、車椅子使用者用6台以上とする。)。ただし、用地Bの取り扱いについては「5.1.1」を参照すること。なお、施工にあたっては「5.1.2」を参照すること。

(1) 火葬場利用者の駐車場利用

- ・火葬1件あたりの来場台数はバス1台、乗用車5～7台及び霊柩車と想定している。
- ・火葬場利用者に対し、バス22台分及び普通自動車100台分以上の駐車スペースを計画すること。
- ・事業者が想定するタイムテーブルにより、利用時間の重複等にも配慮すること。その際、告別式のために来場し火葬後退場する利用者についても配慮すること。
- ・上記の他、車椅子使用者用の駐車場を3台分以上確保し、できるだけ車道を横断せずに建物に到達できるよう配慮すること。

(2) 告別式参列者の駐車場利用

- ・告別式1件あたりの参列者に対し、普通自動車120台分以上の駐車スペースを計画すること。
- ・事業者が想定する火葬場のタイムテーブルを考慮し判断すること。
- ・上記の他、車椅子使用者用の駐車場を3台分以上確保し、できるだけ車道を横断せずに建物に到達できるよう配慮すること。

(3) 通夜参列者の駐車場利用

- ・告別式と同数の来場台数を見込むこと。
- ・火葬場用駐車場の兼用はタイムテーブルを考慮し事業者が判断すること。

(4) バックヤード

- ・バックヤード関係車両については、事業者の運営計画により判断すること。
- ・利用者駐車場とは明確に分離すること。
- ・上記には事業者用の他、各搬入業者用、改修工事業者用など運営に必要な全てを想定すること。

(5) 構内車路

- ・構内車路については来退場車が錯綜しないよう、道路面表示・サイン計画もあわせて計画すること。

3.2.8 汚水処理

- ・汚水排出量を算定し、市が設置する下水道管に接続すること。
- ・放流は夜間のみとし、斎場施設エリア内に汚水排出量に応じた貯留槽及び圧送ポンプ施設

を設置するとともに、貯留によって発生する硫化水素への対策を行うこと。なお、設置にあたっては維持管理が容易な構造とすること。

3.2.9 雨水処理

(1) 調整池の規模及び位置

- ・宇都宮市開発行為等審査基準に基づき、敷地内土地利用や施設配置計画に合わせて、都市計画区域全ての雨水排水処理計画を策定し、調整池を設け、市が設置する排水管に接続すること。なお、計画の策定に当たっては、別紙9「流域図」を参考とし、適切な位置に調整池を設けること。

(2) 調整池の修景等

- ・環境影響評価書に示すとおり、水面を持たせるなど、動植物へ配慮すること。
- ・施設利用者等が散策や休息ができる場として親水性を持たせること。

3.2.10 進入道路

- ・別紙10「進入道路イメージ図」に示す2箇所の位置から、それぞれ2つの進入道路を計画すること。
- ・進入道路の線形については、基本的に事業者の提案とするが、別紙10「進入道路イメージ図」を参照し、北側からの進入専用道路及び西側からの進入道路の動線を双方とも停止させることなく、スムーズに施設内まで導く動線とすること。
- ・計画、施工にあたっては、道路構造令に示す3種4級とし、設計速度は20km/h以下とすること。
- ・西側進入道路については、交差点（取付位置）から施設方向への測点距離40mの区間について、縦断勾配を2.5%以下とすること。
- ・進入路断面については、基本的に事業者の提案とするが、別紙11「進入道路断面図」を参照し片側歩道を設けて整備すること。

3.2.11 区域内認定外道路（法定外公共物）付替え

- ・エリア内を縦断する認定外道路（別紙12「認定外道路位置図」参照）については、起点と終点を結ぶ形状とし、幅員3mの付替道路（別紙13「認定外道路整備イメージ図」参照）として、緩衝緑地内に整備すること。

3.2.12 緩衝緑地

- ・森林法、栃木県開発行為等審査基準に基づき、都市計画区域内に緩衝緑地を設けること。なお、緩衝緑地の設定にあたっては、既存林を十分活用すること。
- ・実行性のある既存林の荒廃防止策を提案すること。
- ・緩衝緑地内には、遺族や会葬者等が散歩等のできる散策路を設けること。なお、散策路については、「3.2.11」で示した付替道路と兼用できるものとする。

3.2.13 修景計画

- ・施設の景観形成のために行う外構計画については、緩衝緑地及び駐車場緑被と区別し、修景計画と位置付ける。前者が事業前からの自然環境、生態系への影響の最小化を目的とするのに対し、修景計画は利用者の心情への配慮を目的とするものである。
- ・緑、水、自然素材、芸術作品等を適宜用いた修景計画を事業者により提案すること。ただし、運営期間中は常に当初の景観を維持もしくは更新し、美観を持続すること。
- ・65年間以上の建物寿命に対応し、社会や文化の変化に耐えうる普遍性、または変化への柔軟性を持つ修景計画を提案すること。

3.2.14 環境アセスメント

(1) 環境保全対策

- ・事業者は、別紙14「環境保全対策」を参照し、市が策定した環境影響評価書における環境保全措置を実施すること。

(2) シミュレーション

- ・景観、電波障害については、施設計画に応じたシミュレーションを実施し、環境に配慮した施設計画とすること。
- ・火葬炉からの排ガスについては、施設計画に応じた排ガス予測を実施し、環境保全目標値が遵守されているかを確認すること。

3.2.15 予約受付システム

(1) 基本的事項

- ・利用者及び葬祭業者などからの斎場施設の予約業務に対応すること。
- ・火葬場及び式場等の予約受付システムとして、インターネットによる24時間予約システムと、電話による24時間自動応答予約システムを導入すること。
- ・毎日（土日祝、1月1日、友引日を含む）8時30分～20時00分の時間帯においてオペレーターによる電話予約の受付を行うこと。
- ・将来的な技術革新を予測して、対応可能なシステムを提案すること。
- ・機器類の故障や災害等の不測の事態に備えて、代替手段及びバックアップ体制を確立すること。

(2) 主な機能要件

以下の機能を基本要件とし、各々の詳細及び付加機能は事業者提案とする。

① 予約機能

以下の予約方法に対応すること。

- ・インターネット予約システムはウェブサイト方式とし、葬祭業者がパソコン端末もしくは携帯電話から予約を行う。また、葬祭業者の当システムの利用については事前登録制とする。登録業者にはID及びパスワードを発行し、予約システムへのアクセス時には入力を必須とする。予約確認書は、電子メール及びFAXにより、自動的に発送できるようにすること。

- ・電話による自動応答予約システムはインターネットを利用できない葬祭業者を想定すること。
- ・市民等からの予約にも対応するため、オペレーターによる予約受付も行うこと。

②スケジュール管理機能

- ・施設の稼働状況を把握し、正確かつ迅速な予約受付ができるようにすること。
- ・データの出力機能を持たせ、今後のスケジュールや稼働実績を容易に確認及び集計できるようにすること。

③電子案内表示機能

- ・受付、炉前、待合室等には氏名等を表示できるものとする。

3.2.16 火葬炉設備

(1) 概要

- ・火葬炉の形式及び関連する運転管理システム等については、事業者の提案とする。
- ・火葬炉設備工事に関し、関係諸法令及び関係諸規格等に定めるもののほか、(2)の火葬炉主要項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械及び装置類等については、責任をもって完備すること。
- ・諸施設は、高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとする。
- ・ばい煙、悪臭及び騒音等の公害防止並びに周辺環境に十分配慮した設備とすること。
- ・運転及び維持管理の省力化並びに諸経費の軽減が図られた設備とすること。
- ・作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮した設備とすること。
- ・建築設計上の対応を含め、更新計画を提案すること。
- ・天災時の運転に対応できるように考慮した設備とすること。
- ・耐震性能については「官庁施設の基本的性能基準(平成13年国土交通省国営建第32号, 国営設第29号)」及び「官庁施設の基本的性能に関する技術基準(平成13年国土交通省国営建第32号, 国営設第29号)」の基準等を適用し、3-1-1耐震性の建築設備に定める分類Ⅰの要求水準を満たすものとする。

(2) 火葬炉主要項目

①火葬能力

重量：遺体重量は100kg程度を最大とし、棺20kg及び副葬品5kgを標準とする。

棺寸法：長さ 2,000mm ～ 2,100mm

幅 600mm ～ 700mm

高さ 500mm ～ 650mm

②使用燃料

都市ガス（中圧A・13A）とすること。

③主要設備方式

- ア 炉床方式
台車式
- イ 排ガス冷却方式
均一、急速に降温できる方式とすること。
- ウ 排気方式
強制排気ができる方式とすること。

④火葬炉設備の運転管理

運転管理は、中央集中管理制御方式とし、燃焼や排ガス状況等の監視及び制御も行うものとする。また、運転及び監視並びに公害の防止に必要なデータ処理と記録を行うこと。

⑤その他条件

- ア 安全対策
 - ・日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置が全て安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとする。
 - ・従業員の安全、事故防止には十分配慮すること。
 - ・従業員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うものとする。
 - ・炉作業室内温度は30℃以下、炉機械室内温度も30℃以下になるように計画すること。
- イ 機器配置等
 - ・維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
 - ・機器配置はオーバーホール時を考慮して設計すること。
- ウ 非常時の運転
 - ・停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
 - ・停電時においては、運営管理上の稼働基数全てを同一時間帯に強制排気で運転すること。この際においても公害防止基準を遵守すること。
 - ・発電設備の容量は、上記条件及び他の斎場設備の運転条件を考慮して決定すること。
 - ・天災時における火葬炉への燃料供給方法についても考慮するものとし、代替燃料の種類やその量及び備蓄方法等は、事業者の提案とする。

⑥公害防止基準

- ア 排ガス基準

排ガス（排気筒出口）については、下記の基準を遵守すること。

なお、この基準は、酸素濃度をダイオキシン類のみ12%、その他は18%として換算する。

| | |
|------------------|-------------------------------|
| ばいじん量 | 0.01 g/Nm ³ 以下 |
| 硫黄酸化物 | 30 ppm以下 |
| 窒素酸化物 | 100 ppm以下 |
| 塩化水素 | 50 ppm以下 |
| 一酸化炭素 | 30 ppm以下（平均） |
| ダイオキシン類濃度（排気筒出口） | 0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 |

イ 臭気基準

臭気基準は1排気筒出口において、次の基準値以下とすること。

法定悪臭物質

| 項 目 | 排気筒出口（単位 ppm） |
|--------------|---------------|
| アンモニア | 1 |
| メチルメルカプタン | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0.01 |
| 二硫化メチル | 0.009 |
| トリメチルアミン | 0.005 |
| アセトアルデヒド | 0.05 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 |
| イソブタノール | 0.9 |
| 酢酸エチル | 3 |
| メチルイソブチルケトン | 1 |
| トルエン | 10 |
| スチレン | 0.4 |
| キシレン | 1 |
| プロピオン酸 | 0.03 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 |
| イソ吉草酸 | 0.001 |

臭気濃度（敷地境界）

10以下

ウ 騒音基準

| 項 目 | 一炉稼動時 (dB) | 全炉稼動時 (dB) |
|----------|------------|------------|
| 作業室中央部 | 70 | 80 |
| 炉前ホール中央部 | — | 60 |
| 昼間敷地境界 | — | 50 |

エ 振動基準

| 項 目 | 単位 dB |
|----------------|-------|
| 昼間敷地境界 (全炉稼動時) | 65 |

オ その他

- ・本施設はいかなる場合も可視煙を出さないものとする。
- ・本項に特に指定していないものについては、関係法令及び関係条例等によるものとする。

(3) 材料及び機器

① 基本的事項

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とし、日本工業規格 (J I S)、電気規格調査会標準規格 (J E C)、日本電気工業会規格 (J E M) に規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならないほか、次に掲げる項目を満足する材料及び機器とすること。

- ・高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたもの。
- ・腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れたもの。
- ・磨耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れたもの。
- ・屋外で使用されるものは、対候性に優れたもの。
- ・利用者の目に付く材料は衛生に配慮し、耐洗浄性に優れたもの。

なお、使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上、選定すること。また、できる限り汎用品を用いるものとする。

② 機器メーカーの選定

本設備に使用する材料及び機器は、すべて事業者の判断により選定すること。

(4) 排ガス等検査及び保証事項

① 排ガス等検査

事業者は、施設供用開始後、次の条件で排ガス等検査を定期的に行い、その結果を排ガス等検査報告書として提出すること。

- ・排ガス等検査における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。
- ・大気汚染に係る排ガス等検査は、供用開始後直ちに、全排気系列について実施し、翌年度以降は市が指定する1排気系列連続運転で2系列実施すること。また、騒音及び振動に係る排ガス等検査は、竣工時の全炉運転時に実施すること。
- ・排ガス等検査の実施時期については、市が指定するものとする。
- ・事業者は、排ガス等検査によって公害防止基準を上回る排気ガスの排出が確認された場合には、速やかに市に報告を行うとともに、予約状況等を勘案のうえ、該当する排気系

列の炉の運転を停止し、自らの責任と費用において改善策を講じること。なお、他の炉の改善策の実施や運転再開については、市と協議の上決定すること。

②保証事項

ア 責任施工

事業者の責任により、本設備の性能及び機能が発揮され、かつ保証されなければならない。

イ 保証内容

- ・ 事業期間中は、すべての機器の性能及び能力を保証すること。
- ・ 保証期間中に生じた設計、施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、改造または交換すること。（ただし、災害時の緊急対応については市と協議のうえ判断する）

(5)機械設備工事仕様

①共通事項

- ・ 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、棚、手摺及び架台等を適切な場所に設けるものとし、作業能率及び安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・ 機器配置の際は、点検、整備、修理などの作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- ・ 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、作業にあたって必要な安全策を講じること。
- ・ 騒音及び振動を発生する機器は、防音防振対策を講じること。
- ・ 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けること。
- ・ 電動機は、用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとする。

②歩廊、作業床、階段工事

- ・ 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・ 必要に応じて手摺及びガードを設けるなど転落防止策を講じること。
- ・ 歩廊は、原則として行き止まりにしないこと。（2方向避難の確保）

③配管工事

- ・ 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・ 建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわないよう留意すること。
- ・ 耐震性を考慮すること。
- ・ バルブ類は、定常時の設定（「常時開」等）を明示すること。

④保温及び断熱工事

- ・ 仕様箇所に適した材料を選定すること。
- ・ 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。

- ・ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。

⑤塗装工事

- ・機材及び装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- ・塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性及び耐候性等を考慮すること。
- ・塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- ・配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

⑥その他

- ・火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器類は手動操作への切替えができるものとする。
- ・火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- ・将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- ・本設備は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- ・設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。
- ・機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。

(6) 燃焼設備

①主燃焼炉

- ・ケーシングは鋼板製とし、極力隙間から外気の進入がない構造とすること。
- ・炉の構造は、棺の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性及び気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよいもので維持管理面を考慮すること。
- ・炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。
- ・炉内圧力は、経済性を含め、運転に支障のないものとする。
- ・炉内温度は800℃以上とすること。

②断熱扉

- ・堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- ・開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする。

③炉内構造

- ・棺の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとする。
- ・十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- ・機械的な構造物については、故障時においても手動に切替えて運転が可能な方式とすること。
- ・主燃焼炉内への空気の進入を極力防止できる構造とすること。

④再燃焼炉

- ・火葬効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- ・火葬開始時から、ばい煙、臭気成分の除去に必要な性能を有すること。
- ・混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- ・最大排ガス時（主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量）において1.0秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- ・炉内圧力は、経済性を含め、運転に支障のないものとする。
- ・炉内温度は800℃以上とすること。

⑤燃焼装置

ア 主燃焼炉用バーナ

- ・火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・低騒音で安全性が高いこと。
- ・燃焼効率が良く、燃費に優れたものとする。

イ 再燃焼炉用バーナ

- ・炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- ・安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・低騒音で安全性が高いこと。
- ・燃焼量の調整が可能なものとする。
- ・燃焼効率が良く、燃費に優れたものとする。

ウ 燃焼用空気送風機

- ・容量は、実運転に支障がない安定した制御ができるものとする。
- ・低騒音及び低振動のものとする。

(7)通風設備

①排風機

- ・容量は、実運転に支障がないよう風量及び風圧に余裕を持たせること。
- ・排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- ・低騒音及び低振動のものとする。

②炉内圧制御装置

- ・炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができるものとする。
- ・炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- ・炉内圧力の制御は、炉ごとに単独で行うこと。
- ・高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材質のものを選定すること。
- ・点検、補修及び交換が容易にできるよう考慮すること。

③煙道

- ・冷却装置、集塵装置及び排気筒を除く排ガスの通路とすること。

- ・ダストの堆積がない構造とすること。
- ・内部の点検及び補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- ・熱による伸縮を考慮すること。

④排気筒

- ・騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- ・耐震性、耐蝕性及び耐熱性を有し、雨水等の進入防止にも考慮した構造とすること。
- ・排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けること。

(8) 排ガス冷却設備

①排ガス冷却器

- ・再燃焼炉から排出される高温ガスを降温できる構造とすること。
- ・耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ・温度制御方式は、自動制御できるものとすること。
- ・ガス温度は冷却出口で200℃未満とすること。

(9) 排ガス処理設備

①集塵装置

- ・排ガスが偏流しない構造とすること。
- ・排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質及び構造とすること。
- ・捕集したダストは、自動吸引装置による自動排出とすること。
- ・バイパスダクトを設けるものとすること。なお、バイパスは集塵装置の保護用及び排風機故障時の排気用の2経路を設けるものとし、要所に切替え機構を設置すること。また、隣接系列への切替え運用にも配慮すること。
- ・処理ガス量は、実運転に支障がないよう余裕をとること。
- ・設計ガス温度は、200℃未満とすること。
- ・設計出口塵量は、0.01 g/Nm³以下とすること。

(10) 附帯設備

①前室

- ・会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質とすること。
- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・炉内の清掃が容易にできる構造とすること。

②炉前化粧扉

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であること。

③残骨灰等処理設備

- ・吸引設備は残骨灰用，集じん灰用を設けること。
- ・吸引装置は，各系列とも複数箇所を同時吸引できる能力を有すること。
- ・吸引装置は，低騒音のものとする。
- ・焼骨粉碎機を設けること。
- ・容量は，実運転に支障がないものとする。

④棺運搬車

- ・棺を霊柩車から告別する場所及び炉前まで運搬し，さらに前室内に安置するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とするが，手動に切替えができるものとする。
- ・バッテリーは，一日の通常作業に支障がない容量とすること。

(11)電気計装設備工事仕様

①計画概要

- ・運転管理は監視室で行うものとし，プロセス監視に必要な機器，表示器，警報装置を具備すること。
- ・火葬炉設備で使用する電源は，動力用は三相200V（50Hz），制御用は単相100V（50Hz）とすること。
- ・火葬炉設備の更新等を考慮すること。

②電気設備

- ・配線は，エコ・ケーブルを使用すること。また，耐熱ケーブル等，目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・電線管は，原則として金属管とすること。
- ・ケーブル配線には，必要に応じ，ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は，極力，汎用品から選択するとともに，同一メーカー製品に統一すること。
- ・盤類は搬入を十分考慮した形状及び寸法とすること。
- ・盤類は原則として防塵構造とすること。
- ・計装項目は，計装制御一覧（表3）の内容を参考とすること。

ア 動力制御盤

- 形式 : 鋼板製自立閉鎖型
- 内蔵機器 : 火葬炉設備動力用機器一式

イ 火葬炉現場操作盤

- 形式 : 鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型
(タッチパネル方式とし，全てのデータや機器の状態が表示されるとともに，機器の手動動作が行えること)
- 内蔵機器 : 火葬炉現場操作機器一式

ウ 中央監視装置

火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。

また、炉ごとの機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとする。

形式 : 液晶, またはその性能と同等以上のディスプレイ機器 (カラー)

数量 : 各炉の運転状態の監視等同時に可能な台数とする。

主要機能 : 火葬炉運転状態表示機能

火葬炉運転制御機能

日報, 月報及び年報作成機能

プロセスデータの収集, 記録, 分析, 保存機能 (炉内温度, 圧力,
一酸化炭素濃度及び酸素濃度)

パラメータの記録トレンド表示機能 (同上)

遠隔操作機能

その他 : 無停電電源装置

レーザープリンターその他必要なもの

③計装制御設備

- ・火葬炉の安定した運転及び制御に必要な計装制御機器を設けること。
- ・原則として火葬炉の運転及び制御は炉操作盤で行うこととするが, 中央監視室でも監視や各種記録の他, 機器遠隔操作ができるものとし, 計装制御項目は, 表3の内容を参考とすること。

④その他

- ・保守点検工具, 予備品及び消耗品は, 運営期間中に必要な数量をランニングコストに支障のないように備えておくこと。

(表 3)

計装制御一覧

| 区分 計装制御名称 | 数量 | 単位 | 制御方式 | | 中央監視制御盤 | | | | 炉・現場操作盤 | | |
|--------------|---------|----|------|----|---------|----|----|----|---------|----|----|
| | | | 自動 | 手動 | 表示指示 | 操作 | 記録 | 警報 | 表示指示 | 操作 | 警報 |
| バーナ火炎監視 | (事業者提案) | 組 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 主燃焼炉温度 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再燃焼炉温度 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 炉内圧力 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 排ガス冷却器出口温度 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 酸素濃度 | 〃 | 組 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| ガス圧 | 〃 | 組 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| ガス緊急遮断 (各炉) | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 排煙濃度 | 〃 | 組 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 残灰吸引圧 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 飛灰吸引圧 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 燃料ガス流量 (総量) | 〃 | 組 | | | ○ | | ○ | | | | |
| 稼動時間 (炉毎) | 〃 | 組 | | | ○ | | ○ | | | | |
| 運転状態 | 〃 | 組 | | | ○ | | | | ○ | | |
| 地震時ガス遮断装置 | 〃 | 組 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 緊急停止 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 断熱扉開閉 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 炉内構造移動 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 集塵機逆洗装置 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 集塵機加温装置 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 集塵機用空気圧縮機 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 集塵機バイパス機構 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2次空気量調節機構 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 冷却用送風機 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 排風機 | 〃 | 組 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 炉使用回数 (炉毎) | 〃 | 組 | | | ○ | | ○ | | | | |
| 一酸化炭素濃度・酸素濃度 | 〃 | 組 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ |

※事業者提案による数量は初年度に設置する数量及び、増設する場合の年度とその数量を記載すること。

4. 斎場施設等の維持管理に関する要求水準

4.1 総則

- ・事業者は、引渡日から事業期間終了までの間、施設の品質及び品格を保持し、劣化に伴う機能低下を防止して安全性及び気密性を確保し、信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設の維持管理業務を行うこと。
- ・斎場施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供やその他の各種業務が安全かつ快適に行われるように努めること。
- ・施設の維持管理業務の実施にあたっては、ISO14001に準拠した施設維持管理マニュアルを整備し、省エネルギー及び省資源に努めること。なお、施設維持管理マニュアルは事業期間終了時に市に内容説明と十分な業務の引継ぎを行った後、市に引き渡すものとする。
- ・斎場施設の維持管理に要する消耗品類は全て事業者の負担とすること。
- ・以下に示す業務の実施にあっても、「2.4 統括マネジメント業務」に示す内容に準じた統括マネジメント業務を行うこと。
- ・統括マネジメント業務において規定する年間業務計画書及び業務仕様書等の他、各業務の性質に応じて長期業務計画書を作成し、市の承認を受けること。
- ・事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）及び火葬炉設備は、2年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）または更新を要しない水準で保全されていること。

4.2 建物保守管理業務

- ・各部の点検、保守、補修、修繕及び交換を実施すること。
- ・当事業で市が要求する建物維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版『建設保全業務共通仕様書』（国土交通[旧建設]省 大臣官房官庁営繕部監修。以下、「共通仕様書」という。）の「第2編第2章 建築」及び同「第7章 工作物及び外構等」を参照すること。
- ・共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを達成目標として作業仕様を策定することとするが、点検の回数及び方法等については遵守する必要はないものとする。

4.3 建物設備保守管理業務

- ・電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理計画の基に運転、監視、点検、対応（保守）、補修、修繕、交換、分解整備及び調整等を実施すること。
- ・当事業で市が要求する設備維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、共通仕様書の「第2編第3章 電気設備」から同「第6章 防災設備」までの各章の中で、自らが提案する施設の設備に対応する部分を参照すること。
- ・設備の運転及び監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転監視業務計画を策定し、その計画に従って、かつ適正な操作を効率的に行うこと。

- ・各設備の関係法令を遵守して適切な点検を実施するのに加え、年間業務計画書に従って各種設備について定期的に点検及び対応を行うこと。

4.4 備品等管理業務

- ・本事業の建設工事に含まれない家具・備品等についても、点検、修繕、交換、分解整備及び調整等を実施すること。
- ・備品等の品質は常に供用開始時の水準を保つこと。また、経年による劣化や陳腐化が著しいと市が判断し改善を要望する備品等については、事業者が速やかに修繕もしくは交換を行うこと。
- ・事業者は備品台帳を作成し、品名、数量、メーカー名、商品の記号、購入日、金額などを記載すること。なお、備品台帳は事業期間終了時に市に内容説明と十分な業務の引継ぎを行った後、市に引き渡すものとする。

4.5 外構維持管理業務

- ・進入路及び駐車場（緑樹を含む）、車寄せ等外構施設の維持、管理を行うこと。
- ・外構施設の維持管理範囲は事業者による施工範囲を基本とする。ただし、市が別途整備する施設（進入道路及び、「5. 1. 1」に定める暫定駐車場を含む。）に関しては、整備完了後に当該範囲の維持管理業務を事業者の事業範囲に含めることを想定している（ただし、当該範囲の維持管理業務に要する費用は提案価格に含めることを要しない。）。
- ・施設ゾーン内の緑樹を保護し、育成して、豊かで美しい環境を維持すること。
- ・植物の形状及び生育状況に対する剪定や施肥並びに病害虫に対する薬液散布等の手入れを、適切に実施すること。
- ・当事業で市が要求する外構維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、共通仕様書「第2編第7章 植栽及び緑地」を参照すること。
- ・共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを達成目標として作業仕様を策定することとするが、剪定箇所及び回数、水やりの方法、業務手続きの詳細規定などについては遵守する必要はないものとする。
- ・人体に有害な薬品等は、十分な管理を行うこと。
- ・冬季には天候に応じて進入路及び駐車場、車寄せ等の外構施設における除雪・凍結防止等の措置を行い、利用者の安全確保に努めること。
- ・事業者は、施設引渡日以降の崖地等の安全対策として、定期的に管理ゾーン内の安全確認を行い、市に報告すること。

4.6 緩衝緑地維持管理業務

- ・施設ゾーンを除く緩衝緑地については、別紙15「緩衝緑地維持管理業務仕様書」にもとづき、維持管理を行うこと。

- ・当該業務の実施にあたっては、地元の人材等の活用に配慮すること。

4.7 清掃業務

- ・斎場施設を美しく衛生的に保ち、公共サービスの提供やその他の各種業務が快適な環境の基で円滑に行われるよう清掃業務を実施すること。
- ・当事業で市が要求する清掃業務のサービス水準を示す参考資料として、共通仕様書の「第4編 清掃」を参照すること。
- ・共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを達成目標として作業仕様を策定することとするが、清掃の箇所、回数及び方法や業務手続きの詳細規定などについては遵守する必要はないものとする。
- ・各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定し、実施すること。
- ・清掃業務によって収集した廃棄物は、適正に処理を行うこと。
- ・業務に使用する資材及び消耗品は、すべて品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）を用いること。
- ・建物内外の仕上げ面及び備品等を適切な頻度や方法で清掃すること。
- ・仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を立案、実施し、共通仕様書に示された仕様によるものと同水準またはそれ以上の施設の美観と衛生性を保つこと。

4.8 環境衛生管理業務

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除、空気環境の測定、貯水槽の清掃と水質管理、排水施設の清掃と補修を実施すること。
- ・当事業で市が要求する環境衛生管理業務のサービス水準を示す参考資料として、共通仕様書を参照すること。
- ・共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを達成目標として作業仕様を策定することとするが、害虫駆除箇所及び回数、駆除の方法、業務手続きの詳細規定などについては遵守する必要はないものとする。
- ・害虫駆除に際しての噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除方法を事業者の選択により採用すること。
- ・駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- ・本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定し、実施すること。
- ・人体に有害な薬品等は、十分な管理を行うこと。

4.9 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務

- ・残骨灰については、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み適切に管理すること。

- ・集じん灰については、残骨灰と分別し適切に管理すること。
- ・残骨灰及び集じん灰は、SPCの責任により適切な処理を行うこと。特に集じん灰は、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準じて、最終処分を行うこと。

4.10 警備業務

- ・施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行うこと。
- ・施設の利用時間を考慮し、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の収受、保管及びその記録を行うこと。
- ・警備業務においては、機械警備を基本とし、必要に応じて人的警備も組み合わせて実施すること。通夜を実施する際の施設及び利用者の安全などに十分配慮した警備計画を立案すること。
- ・機械警備にあたっては、機械監視装置による不審者の発見等を行うこと。
- ・人的警備にあたっては、施設の利用時間及び規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者、不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。

4.11 火葬炉保守管理業務

4.11.1 業務の実施

- ・年間業務計画書に基づき、「運転及び監視業務」、「日常点検及び巡視業務」、「定期点検、測定及び整備業務」を実施すること。
- ・修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査及び診断を行い、対応を行うこと。
- ・事業者は、日常点検及び巡視業務の結果を毎月1回、運転及び監視業務の結果を3ヶ月に1回、定期点検、測定及び整備業務の結果を少なくとも年1回市に報告すること。
- ・事業者は排出ガスの大気物質、法定悪臭物質、臭気、騒音、振動、ダイオキシン類などを第三者機関に測定させ、その結果を速やかに市に報告すること。

4.11.2 設備管理記録の作成及び保管

設備の運転及び点検整備等の記録として、運転日誌（火葬炉運転日誌）、点検記録（燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転支援システム、附帯設備の点検表）、整備事故記録（性別及び年齢別火葬件数、プロセスデータ及びトレンド、燃焼監視、収骨の場所等の利用、定期点検整備、補修、事故、故障、火葬炉設備に関わる備品、消耗品等の記録）を作成すること。運転日誌及び点検記録は3年以上、整備事故記録等は、事業期間中保管すること。

4.11.3 異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

5. その他補足事項

5.1 斎場施設の整備に係る業務の留意点

5.1.1 設計業務

- ・事業者は、業務の着手に際しては設計業務計画書を作成し、市の承認を受けること。
- ・事業者は、提案書の内容に従って本施設の工事一式の基本設計及び実施設計を行い、別紙16「設計業務成果品一覧」に示す図書を作成し、市の承認を受けること。
- ・事業者は、設計業務の遂行にあたり、市と十分な協議を行うとともに、設計業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- ・市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
- ・事業者は、市が議会や市民等に対し設計業務に関する説明を行う場合、必要な資料を市に提供するとともに、必要に応じて市に協力すること。
- ・事業者が設計を行う区域は、別紙1「事業区域図」に示す管理ゾーン全体とする。
- ・なお、別紙1「事業区域図」に示す市施工区域である用地Bには、想定台数に基づき駐車場を計画すること。ただし、用地Bにおける駐車場供用開始時期が事業者の施工時期と異なることを想定して車動線を計画すること。
- ・上記用地の駐車場設置が完了するまでの間は、市が別途暫定駐車場を整備し不足分に対応するものとする。事業者は、暫定駐車場の位置及び規模について市との協議に応じること。
- ・その他、事業契約書等に定めのない事項に関しては、「宇都宮市設計業務委託共通仕様書」を参照すること。

5.1.2 施工業務並びに敷地造成及びその関連業務

- ・事業者は、業務の着手に際しては施工業務計画書を作成し、市の承認を受けること。
- ・事業者が施工を行う区域は、別紙1「事業区域図」に示す市施工区域を除いた部分とする。ただし、今後の用地取得状況に応じて施工範囲に係る要求水準及び予定価格の修正を行う可能性がある。
- ・市施工区域内に関しては、市が別途整備を行うものとする。
- ・その他、事業契約書等に定めのない事項に関しては、「宇都宮市建設工事共通仕様書」を参照すること。

5.1.3 工事監理業務

- ・事業者は、設計業務において市の承認を受けた設計図書に基づき、管理ゾーン内（9.65ha）の建築工事及び土木・外構工事等について工事監理業務を実施すること。
- ・事業者は、工事監理の進捗状況について市に定期的に報告すること。
- ・市は、工事監理業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
- ・その他、事業契約書等に定めのない事項に関しては、「宇都宮市建設工事共通仕様書」を参照すること。

5.1.4 所有権移転業務

- ・施設完成後，事業者は事業契約書の定めに従い，施設および関係書類の引渡しを実施すること（ただし，備品を除く）。
- ・事業者は，市の登記手続きに必要な書類の交付その他一切の手続きを行うこと。

5.1.5 備品等設置業務

- ・建築工事に含まれない家具・備品等は，別紙8「家具・備品リスト」を参照し事業者にて設置すること。なお，調達方法は事業者の提案とする。
- ・事業者は本施設内の家具・備品等を保有し，事業期間終了後に市に引き渡すこと。
- ・事業者は，調達する家具・備品等の選定にあたって市の承認を得ること。
- ・事業期間中に発生する家具・備品等の修繕・交換等のスケジュールは，事業者にて提案すること。

5.2 別紙一覧

- ・別紙1 事業区域図
- ・別紙2 平成16年度 日別火葬件数
- ・別紙3 新斎場の利用形態と予約受付業務について
- ・別紙4 位置図
- ・別紙5 ボーリング位置図・柱状図
- ・別紙6 インフラ整備計画図
- ・別紙7 崖地整備イメージ図
- ・別紙8 家具・備品リスト
- ・別紙9 流域図
- ・別紙10 進入道路イメージ図
- ・別紙11 進入道路断面図
- ・別紙12 認定外道路位置図
- ・別紙13 認定外道路整備イメージ図
- ・別紙14 環境保全対策
- ・別紙15 緩衝緑地維持管理業務仕様書
- ・別紙16 設計業務成果品一覧

以 上